

会計検査院規則第九号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院審査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院審査規則の一部を改正する規則

会計検査院審査規則（平成十八年会計検査院規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十二年法律第七十三号）」を削る。

第二十一条の見出しを「（提出書類への記名）」に改め、同条中「押印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院審査規則（平成十八年会計検査院規則第六号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p data-bbox="236 546 427 580">(この章の趣旨)</p> <p data-bbox="186 607 783 757">第一条 会計検査院法第三十五条第一項の規定による審査については、この章の定めるところによる。</p> <p data-bbox="236 786 485 819"><u>(提出書類への記名)</u></p> <p data-bbox="186 846 783 996">第二十一条 この規則の規定により会計検査院に提出する書類には、提出する者が記名するものとする。</p>	<p data-bbox="855 546 1046 580">(この章の趣旨)</p> <p data-bbox="805 607 1404 757">第一条 会計検査院法<u>(昭和二十二年法律第七十三号)</u>第三十五条第一項の規定による審査については、この章の定めるところによる。</p> <p data-bbox="855 786 995 819"><u>(記名押印)</u></p> <p data-bbox="805 846 1404 996">第二十一条 この規則の規定により会計検査院に提出する書類には、提出する者が記名<u>押印</u>するものとする。</p>